

財務会計システム用端末機器賃貸借契約書（案）

賃借人 地方職員共済組合茨城県支部（以下「甲」という。）と賃貸人
（以下「乙」という。）とは、次のとおり端末機器の賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、その所有する別記1記載の機器（以下「賃借機器」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（賃借機器の設置場所）

第2条 賃借機器の設置場所は、茨城県総務部総務事務センター内（茨城県開発公社ビル7階）とする。

2 甲は、乙の了解を得たうえで、甲の負担により、賃借機器の設置場所を変更することができるものとする。

（契約期間）

第3条 賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までとする。

（賃借機器の引渡し及び検査）

第4条 賃借機器の引渡しは、甲がこの契約に適合しているかどうかを検査し、その結果を乙に通知したときに完了とする。

2 前項の検査において、賃借機器の瑕疵があった場合、甲は乙に直ちにその旨を連絡し、乙の負担において、甲が指定する期間内に、甲の承認した方法で代替品と交換させることができる。

（賃借料）

第5条 賃借機器の賃借料は、月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により甲が賃借機器を使用できなかった期間がある場合は、当該期間の属する月の分の賃借料の月額は、上記の月額に当該月の日数に対する甲が賃借機器を使用した日数の占める割合（その割合に小数点第3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（賃借料の支払）

第6条 乙は、月ごとに前条の月額の賃借料の支払いを、当該期間の経過後に書面により請求し、甲は、乙の請求に基づいて、請求書を受領した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の賃借料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、賃借料に年2.5パーセントの割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約保証金）

第7条 乙は、甲の通知した期日までに契約金額の100分の10の契約保証金を甲に納付するものとする。

2 甲は、乙が納付した契約保証金について、検査確認完了後、直ちにこれを還付するものとする。

3 乙が、乙の責めに帰すべき事由により本契約を履行しなかった場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(賃借機器の管理)

第8条 甲は、賃借機器を本来の用法により使用し、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

(賃借機器の保守)

第9条 乙は、賃借機器が当初の機能を保つよう、自己の負担において保守を行うものとする。ただし、甲の故意又は過失によって修理又は調整の必要が生じた場合に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の保守の内容は、別記2記載のとおりとする。

3 乙は、第1項の規定による保守を保守会社に委託することができるものとする。

4 乙は、前項の規定による委託を行う場合は、当該委託の理由、委託の内容、委託先、委託先が取り扱う情報、委託先に対する監督の方法等について、あらかじめ甲に承認を得るものとする。

5 乙は、第3項の規定により委託を受けた保守会社に第19条及び第20条の規定を遵守させなければならない。

(賃借機器の瑕疵等)

第10条 賃借機器に隠れた瑕疵があった場合は、甲は、直ちに書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに乙の責任において賃借機器を正常に使用できるように修繕若しくは修復し、又は代替品と交換するものとする。

3 前項の規定による修繕若しくは修復又は交換に要する一切の費用は、乙の負担とする。

4 賃借機器に重大な瑕疵があり、その修繕又は修復が困難な場合は、甲は、乙に確認を求めたうえで、この契約を解除することができる。

5 第2項の規定による修繕若しくは修復又は前項の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは、甲は、乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

(賃借機器の滅失等)

第11条 賃借機器について、滅失、盗難、損傷その他の事故により、乙の所有権が回復する見込みがない場合又は修繕若しくは修復が困難な場合は、甲は、乙に確認を求めたうえで、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じたときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。ただし、当該滅失、損傷等が甲の故意又は過失によるものではないときは、この限りでない。

(賃借機器の現状変更)

第12条 甲は、賃借機器について次の行為をするときは、あらかじめ、文書により乙の承諾を得るものとする。ただし、その必要がないと乙が認めたものについては、この限りでない。

(1) 装置、部品、付属品等を賃借機器に取り付け、賃借機器から取り外し、又は取り替えること。

(2) 賃借機器を改造すること。

(保険)

第13条 乙は、契約期間中、継続して賃借機器に動産総合保険を付するものとする。

- 2 前項の動産総合保険契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。
- 3 賃借機器にかかる保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに必要な書類を遅滞なく乙に提出する。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲が故意又は過失によって賃借機器に損害を与えた場合は、甲に対しその賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による賠償の金額は、甲乙協議して定めるものとする。この場合において、前条の動産総合保険で補てんされる金額は、この損害額から控除するものとする。
- 3 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(賃借機器の譲渡時の措置)

第15条 甲は、賃借機器を第三者に譲渡又は転貸することはもとより、担保権を設定する等その所有権を侵害することをしてはならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、翌年度以降の予算において減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。また、甲及び乙は、正当な理由なくして本契約の条項に違反した場合に、書面を持って催告し、本契約を解除することができる。

- 2 本契約が前項の規定により解除された場合、甲は速やかに賃借機器を乙に返還するものとする。なお、返還に伴う費用は、解除された相手方の負担とする。
- 3 前2項の損害賠償については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(賃借機器の返還等)

第18条 甲は、賃借機器を返還するときは、甲の費用をもって付加財産を取り払い、賃借機器を原状に回復するものとする。ただし、甲乙協議のうえ、現状のまま返還することができる。

- 2 本契約の終了に伴い生じた賃借機器の運送の経費その他の賃借機器の返還に要する経費は、乙の負担とする。
- 3 前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙に賃借機器を返還するものとし、これに要する費用は、契約解除に至った責めを負う者が負担するものとする。
- 4 賃借機器の返還に際し、乙は、甲の指定する場所で記憶装置内の一切の情報を消去しなければならない。この場合において、乙は、情報を消去した後、データ消去証明書を甲に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、この契約の履行により知り得た事実を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、関係規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるほか、別記3記載の個人情報の取扱いに関する特則を遵守しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、本契約締結日において、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下「暴力団員等」と総称する。）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号にいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲は、乙が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に反する事実が判明したときは、乙に対する通知により、乙との間のすべての契約を解除することができるものとする。

4 前項に基づき乙に損害が生じた場合でも、乙は、甲に対し賠償請求その他何ら請求もしない。甲に損害が生じた場合には、乙がその一切の責任を負うものとする。

5 第1項又は第2項に違反する事実が判明したときは、乙は、速やかにその旨を書面で甲に通知する。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第23条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 6年 月 日

甲 所在地 茨城県水戸市笠原町978番6
名 称 地方職員共済組合茨城県支部
氏 名 支部長 大井川 和彦

乙 所在地
名 称
氏 名

別記1

1. 契約の名称
財務会計システム用端末機器賃貸借契約
2. 賃借機器及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ 2台
デスクトップ型パーソナルコンピュータ 1式
プリンター 1式
詳細については別紙「仕様書」のとおり（環境設定作業を含む）
3. 賃借機器の特質等
別紙「仕様書」のとおり
4. 契約期間
令和7年1月1日 から 令和11年12月31日まで （60か月）
5. 設置場所
〒310-0852
茨城県水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル7階 茨城県総務部総務事務センター内
地方職員共済組合茨城県支部

別記 2

保守の内容

- 1 障害発生時の保守は、迅速に対応するものとし、平日午前9時から午後5時までの間に受け付けた事項については、原則として当日又は翌営業日に対応するものとする。
- 2 部品交換等の供給が必要となった場合及び故障が発生した場合は、迅速に、必要な交換、補充、補修等を行うこと。
- 3 保守の作業を行ったときは、その内容を書面にて報告すること。
- 4 賃借人が賃借機器を適正に管理できるよう、必要な助言等を行うこと。

別記3

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、本業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像若しくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人（以下各条において「情報主体」という。）を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。

(乙の責務)

第2条 この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

(責任者の選任)

第3条 乙は、個人情報を取り扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、個人情報を取り扱う場合において、特定の者を指定して取り扱わせるとともに、その指定した者を甲に届け出る。

3 乙は、第1項により選任された責任者又は前項により指定された者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第4条 乙は、本業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に従い、適切かつ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第5条 乙は、個人情報の開示又は提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む。）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、本業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、本業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示又は提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第6条 乙は、個人情報を本業務の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第7条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、本業務の遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第8条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第5条所定の防止措置に加えて、個人情報に

対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

- 2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
- 3 甲は、乙に事前に通知の上、乙の事業所に立ち入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
- 4 前3項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
- 5 乙は、本業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、あるいは乙自ら収集したものを含む。）について甲から開示若しくは提供を求められ、訂正、追加若しくは削除を求められ、又は本業務への利用の停止を求められた場合、直ちにかつ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

- 第9条 乙は、甲から要請があったとき、又は本業務が終了（本契約解除の場合を含む。）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写又は複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

- 第10条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を本業務の終了後10年間保存しなければならない。

（再委託）

- 第11条 乙が甲の承諾を得て本業務を第三者に再委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再委託先を選定するとともに、当該再委託先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再委託先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事故）

- 第12条 乙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止、收拾及び解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない。）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
 - 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約の規定によって本契約が解除され

る場合を除き、乙は、前2項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。